

## 第2版はしがき

大江健三郎は「生まれ変わったら男性と女性、どちらがいいですか。理由も一言お願いします」と問われ、「生まれ変わらないことを願います。どうしてもそうなるとしても、私は女性に生まれ変わる勇氣はありません。どんな困難な生だろうと怯えてしまいます」（大江健三郎『大江健三郎 作家自身を語る』404頁（新潮文庫、2013年））と答えています。

コロナ禍での生活不安やストレス、外出自粛要請による在宅時間の増加によって、DV、性犯罪などの女性に対する暴力の増加・深刻化が顕著になっています。被害内容も、精神的暴力や性的暴力など、従来みすごされがちであったものがあぶり出されたといえましょう（一番困っていること「精神的暴力」49%）。子どものいる被害女性の約3割が子どもも被害を受けていますが、相手と別れなかった理由として半数が経済的不安があったからと答えています。女性労働者の約4割が200万円未満のワーキングプアという状況の下で「DVに苦しみながら離婚すらできない女性」「離婚すらできない賃金」は、女性から「自分らしく生きる人生」を奪っているといえるのではないのでしょうか。

2019（令和元）年6月、児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法等が改正されました。附則8条において、児童虐待防止法の施行後3年以内に、通報の対象となる配偶者暴力の形態および保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について検討し、必要な措置を加えるとする規定が盛り込まれました。児童虐待への適切な対応を行うためにはDV被害者に対する対応が必要だという認識によります。

これを受け、内閣府は2022（令和4）年10月「DV対策の抜本的強化に向けて」（提言）をまとめました。「暴力は、力により他者を支配するための手段として意図的に選択されるものである」という認識の下に保護命令の強化などの法改正を進めていくべきであるとしており、速やかにDV防止法の改正を行うことが要請されています。

また、法制審議会家族法制部会において、①離婚後の共同親権（双方関与）の可否、②養育費、面会交流の取り決めに協議離婚の要件とすること、③暫定的面会交流命令などについて検討が行われています。

いずれも、DV被害者や子どもたちに重大な影響を及ぼすものであり、慎重に審議されるべきものであると考えます。

法制審議会は、2022（令和4）年2月、民法（親子法制）の見直しに関する要綱を取りまとめ、法務大臣に答申しました。政府は同年10月民法改正法案を国会に上程し、12月10日に成立しました。その内容は、①懲戒権規定の見直し、②嫡出推定制度の見直し、③女性の再婚禁止期間の廃止、④嫡出否認制度の見直し、⑤認知制度の見直し、⑥第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する規律の見直しです。

さらに、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会では、婚姻関係の有無にかかわらず、強制的性交罪等が成立することを前提に、これを確認する規定を刑法典に設けることについて審議していますが、これまでのところ、委員の間ではこれに反論する意見はないという状況です。

このように、DVをめぐる法制度は大きく変わりつつあります。

本書は、実務書であるという性格から、今すぐ法実務に役立つ法制度のみをとりあげています。その点をご理解いただきたいと思います。

本書は、2021（令和3）年に成立した第3次ストーカー規制法の内容、2022（令和4）年4月に成立した人事訴訟法、家事事件手続法の改正、これにより導入された「被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度」、同年5月に成立した女性支援新法などのDV被害者支援に欠かせない法政策の進展（行政通達の改訂など）、離婚法の運用（裁判例）など最新の情報を盛り込みました。

民事法研究会近藤草子さんは、数年前から本書の出版を強く勧めてくださり、励まし続けてくださいました。近藤さんの激励がなければ本書を出版することはできませんでした。厚く御礼申し上げます。

私が所属する法律事務所の弁護士、職員の各氏（内藤千香子弁護士、井野場

晴子弁護士、保科さおり氏、鈴木莉万氏)には、原稿作成や資料収集および多大な貢献をいただきました。深く感謝します。

本書を、故外尾健一先生(東北大学名誉教授)に捧げたいと思います。

先生は、私を東北社会法研究会に参加させてくださり、初版を謹呈したところ、「半分くらいはおもしろかったヨ」とおっしゃってくださいました。先生のお言葉が改訂版を出版する励ましになりました。先生、ありがとうございました。

本書が、DVで悩んでいたたり、相談業務を担当されている方々に活用されることを願っています。

2022(令和4)年12月

弁護士 小島 妙子

## 初版はしがき

皆さんは、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー被害に遭ったり、相談を受けた場合、どうしますか？ このような場合、まず最初にどのような法的手段をとるのがとて重要なのです。被害者は、相手に対する恐怖心や、別れた後の生活費や住居の確保、子どもの教育機会の喪失などを慮って、暴力的環境から抜け出すことができない場合があり、そこから抜け出すための法的手段を知っておく必要があります。

同時に、当事者の「関係性」（①関係形成途上、②関係継続中、③関係解消途上）と、「危険度」（生命・身体に重大な危害が加えられるおそれの有無）に応じた法的手段や支援を選択することが肝要です。弁護士を含む支援者の仕事は、「感情労働」という側面を有していることを自覚し、被害者の「表情を読む」ことを通して分析的理解を深め、共感をもってかかわることが大切でしょう。

DV・ストーカーという現象は、従来の法が想定していなかった新しい現象です。DV・ストーカー対策は、法制定以後10数年余りの間に急速に進展を見せています。たとえば、配偶者間の暴行罪・傷害罪の検挙件数（合計数）は、DV防止法が制定（2001年）される前の1999年にはわずか439件でしたが、2012年には4304件と約10倍になっています。一方で、DV防止法による被害者救済の「目玉」として導入された保護命令制度の申立件数は、制定当初は順調に伸びていましたが、近時、3000件台にとどまっており、DV被害者の救済という観点から見て、十分に機能しているとはいえない現状があり、制度の改正と運用の改善が求められているといえましょう。

2013年6月、ストーカー規制法、DV防止法が同時に改正されました。ストーカー規制法は制定後初めての改正であり、メール送信を法的規制の対象とし（2013年7月施行）、被害者自らが禁止命令の申立てをすることができる等の改正（2013年10月施行）が行われました。DV防止法は、従来、配偶者（事実婚を含む）からの暴力に限っていた法的規制の対象を「交際相手」からの暴力に拡大するものであり、2014年1月3日から施行されます。今般の法

改正は、いずれも、若年女性を中心に深刻な被害をもたらしているいわゆるデートDVに対して本格的な対策を講じようとするものであり、これにより交際相手からの暴力・デートDVに対する法対策が進展することが期待されます。

ところで、DV・ストーカー対策は、被害がおこった後では遅いのであり、予防と再発防止が重要です。法は、人々のモラルや規範意識に支えられてはじめて法益保護の機能を果たすことができます。DV・ストーカーは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、社会的に許容されないという法規範(生ける法)を確立することが求められています。

末弘巖太郎は、法的慣行はいわゆる「生きた法律」に相当するものであり、「在来の秩序と日に日に生成発展して已まない新しい社会形成力との接触面に不連続線的渦流の形で発生し動きつつあるものこそ法的慣行の存在の実相に外ならない」「実存の社会秩序は静止不動の形において存在するものではなく、各種社会力の力学的な相剋持ち合いによって成り立っている」と論じています(『民法雑記帳』より)。

DV、デートDVは、閉ざされた空間において、「力」関係において優位にある者が劣位にある者に対し、身体的・性的・精神的・社会的苦痛を与えるものであり、相手に対する「侮辱」すなわち、人間の尊厳を傷つける態度を本質的要素とする自己中心的で理不尽な行為です。

DV、デートDV、ストーカーは、「身体」への直接的な攻撃(「暴力」という方法をとる場合もありますが、「感情」への攻撃という方法をとる場合があり、いずれも「精神」と「身体」が分かちがたく結びついている「人間」に大きな害を及ぼし、さまざまな健康被害を生じさせることとなります。DVは、加害者・被害者だけでなく、その子どもや家族に深刻な被害をもたらすものです。

本書では、まずはじめに今般のストーカー規制法、DV防止法の改正内容について解説し、今後の課題について、①新規立法と法改正、②運用の改善、③社会的意識の涵養、という3点について論じました。

第1章では、DV・ストーカー法実務を行う際に欠かせない基礎知識について解説しています。DV・ストーカー被害の実態、その本質、DV防止法、ストーカー規制法などの特別法や刑法などの一般法による法的規制の現状と課題について述べています。

第2章では、DV・ストーカー事案を実際に担当する際に必要となる事項として、保護命令の申立て・審理と離婚手続を中心に解説しています。

まず、被害者の生命・身体の安全を確保する手続として、保護命令制度について、申立ての方法、審理のポイントについて詳しく解説しています。また、近時、DV・ストーカー事案について、加害者の「逮捕」を含む積極的な対応を推進している警察に対して、求めることができる被害者保護のための方策について解説しました。

次に、離婚法は、DV被害者に暴力的環境からの「離脱の自由」を保障する機能を果たす法律です。とりわけ、子どもをめぐる紛争（子の引渡し・面会交流）が焦点となります。2013年3月、面会交流審判・調停について間接強制を認めるとする初の最高裁決定（最一小決平成25・3・28判時2191号39頁、46頁）が登場するなどの新しい動きがあります。また、ハーグ条約への加盟は、今後、日本における家族をめぐる法・裁判のあり方や意識に影響を及ぼしていく可能性があり、国内事案に与える影響が注目されています。なによりも、同居する家庭における配偶者からの暴力は、児童に著しい心理的外傷を与える言動であること（児童虐待防止法2条4号）を基本に、DV被害者と子の安全・安心の確保に努めることが肝要です。

このほかに、2013年1月から施行されている家事事件手続法の下で行われる家事審判・調停手続における留意点や裁判離婚で問題になる離婚原因、婚姻費用・養育費や財産分与・慰籍料、離婚時年金分割を求める手続について解説しています。

私は、宮城県内で約10年間にわたりDV被害者支援活動を続けてきたNPO法人ハーティ仙台の顧問弁護士として活動する機会に恵まれました。ハーティ仙台は、東日本大震災で被災した女性たちへの支援活動も精力的に

行っています。八幡悦子代表理事、渡辺美保副代表理事をはじめとするメンバーの皆様から学ぶことが本当に多かったです。ありがとうございました。

また、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会の委員の方々は、貴重な意見を聞かせてくださいました。厚く御礼申し上げます。

私は、仙台弁護士会（両性の平等に関する委員会）が開催した「DV 弁護士研修会」において講師を務める機会を得ました。共に講師を務めてくださった須田晶子弁護士、大久保さやか弁護士、木山悠弁護士、小堀絵里子先生に感謝します。

民事法研究会近藤草子さんは、数年前から本書の出版を強くすすめてくださり、励まし続けてくださいました。近藤さんの激励がなければ本書を出版することはできませんでした。厚く御礼申し上げます。

私が所属する法律事務所の弁護士、職員の各氏（内藤千香子弁護士、井野場晴子弁護士、保科さおり氏、鈴木莉万氏）には、原稿作成や資料収集および多大な貢献をいただきました。深く感謝します。

本書を広中俊雄先生（東北大学名誉教授）に捧げたいと思います。

私は、先生が主宰されていた研究会（民法理論研究会）の末席に加えていただき、ご指導をいただくことができました。ご高著『警察の法社会学』は、DV・ストーカーへの警察の介入を考える際の羅針盤となり、私を教え導いてくださいました。

先生、本当にありがとうございました。

2013年12月

弁護士 小島 妙子





## はじめに——今、起こっていること

### 1 ■ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うDVの深刻化

#### (1) 女性に対する暴力——陰のパンデミック

2020年4月5日、アントニオ・グテーレス国連事務総長が、また、翌6日には、ムランボ・ヌカ UN Women（国連女性機関）事務局長が、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都市封鎖と隔離により、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という）が世界規模で急増していることを指摘し、各国政府に対し、新型コロナウイルス感染症対策において女性に対する暴力の防止と救済を重要項目とするよう要請した。ムランボ UN Women 事務局長は、「女性と女兒に対する暴力：陰のパンデミック」と題した声明において、女性に対する暴力という“陰のパンデミック”が拡大しているとして、外出制限による精神的不安や緊張の高まりが暴力を増やしていること、被害者が支援サービスにアクセスすることが難しく孤立していることを指摘し、すべての国が女性のためのシェルターや相談窓口を必要不可欠なサービスとして利用可能にし、情報の周知・啓発をしなければならないとした。

2020年4月9日、グテーレス事務総長は、新型コロナウイルス感染症の女性への影響に関する報告書をまとめ、今次の危機が及ぼす悪影響は、社会的・政治的・経済的システムにおける女性・女兒の脆弱性を浮き彫りにし、既存の不平等を強める結果となると指摘し、女性への影響を踏まえた政策的対応の重点事項を示している。

今次の危機が及ぼす悪影響としては、①経済への影響。女性は一般的に収入や貯蓄が少なく、不安定な仕事に就いている割合が高いため、男性よりも経済的打撃を受けやすい。②健康への影響。性と生殖に関する健康を含む医療サービスへのアクセスに悪影響を及ぼし、また、最前線で働く医療従事者

はじめに

の多くが女性であり（全体の7割）、女性が感染する危険性が高い。③無償ケア労働の増加。外出制限により、家事・育児・介護等の無償ケア労働の需要が急激に高まり、既存の男女間の不平等が一層拡大する。④ジェンダーにもとづく暴力の増加。外出や移動が制約されるストレスから、女性・女兒への暴力が世界的に増加するが、司法・警察・医療等の支援サービスや、シェルターの運営等の民間サービスには限界がある。⑤人道のおよび脆弱な状況における影響および人権への影響。難民、紛争地域の女性、貧困問題等を抱える女性等、脆弱な環境にある女性に対し一層厳しい影響を与える点をあげ、各国政府がとるべき対応等、国連としてできることに関する提言がなされている。国による経済的な回復のための施策としては、「女性の手に現金を行き渡らせる」契約が推奨されている。

こうした事態を受け、カナダではシェルターや性暴力被害者支援センターでの集団感染防止のため最大5000万カナダドルの支援が行われ、フランスでは、夜間の相談窓口の開設や電話相談対応者の増員、暴力の被害者の避難場所として政府がホテルを借り上げて、2万泊分の宿泊を確保し、イギリスでは、DV被害者とその家庭に対する支援を行っている団体に対し7億5000万ポンドの支援等が行われた。

わが国においても、全国共通の電話番号から最寄りの配偶者暴力相談支援センター（以下、「DVセンター」ともいう）につながる全国共通の電話番号「DV相談ナビサービス」の周知が行われ、これに加え、新たな相談窓口として、電話・SNS・メールによる相談に24時間対応する「DV相談<sup>プラス</sup>」が開設された。

DV相談+には、2020（令和2）年4月20日から1か月で約4400件以上の相談が寄せられた。全国のDVセンターにおける4月の相談件数は1万3223件であり、前年比で約3割の増加となった。

DVセンターとDV相談+が受け付けた相談件数は2020（令和2）年度において19万0030件に達し、2019（令和元）年度の相談件数11万9276件の1.6倍になった（DV相談+事業については「DV相談+事業における相談支援の分

析に係る調査研究事業」(2021年3月))。

緊急事態宣言下での失業・収入低下による不安があり、ステイホームにより閉鎖的な家庭の中で、力関係において劣位にある妻や子に暴力が向かっているといえよう。

## (2) 特別定額給付金——世帯一括給付制度の問題点

わが国では、緊急経済対策として、1人10万円の特別定額給付金が支払われたが、世帯主への一括給付という方法がとられた。DV被害者は、加害者からの追跡を免れるため、住民票を移動しないまま避難していることが多く、給付金が世帯主である加害者に支給され、被害者や同伴する子が定額給付金を受け取れないおそれがあった。

被害者団体からの要望を受け、総務省はDVが理由の避難事例について、①保護命令が出されている場合、②婦人相談所によるDV被害相談の「証明書」が発行されている場合、③DV相談対応機関、DVセンター(市区町村役場、民間支援団体)が発行した「確認書」を発行されている場合には、世帯主でなくても、DV被害者が同伴する子の分を含め、給付金を受給することができるとした(「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について(事務連絡)」令和2年4月22日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室)。さらに、DV被害者とその同伴する子に限らず、このような取扱いは、児童福祉施設等に入所している児童や、虐待により施設入所措置がされている障害者、高齢者にも拡大された。しかし、DV被害等を受けていても同居状態にある被害者等は救済されなかった。

ところで、今回の給付金は、当初、世帯の収入が激減した1世帯あたり30万円を支援するとされていたが、「すべての国民を対象とする」とされ、一律10万円が支給されることとなった。限られた困窮者にのみ給付するという従来の政府のやり方を転換し、支援対象を限定せず、国民ひとりひとりが支援対象とされた。しかるに、支給の方法が「世帯単位」とされたことから前述の問題が生じ、全国民のひとりひとりに定額給付金が行き届かない事態を

はじめに

招いた。

家族が同居しているからといって虐待がないとは限らない。世帯主である夫や父が給付金を家族のために適切に使うとは限らない。世帯一括給付制度は家族の現実の姿がみえていない。国連報告書が指摘するように、各国政府には、「女性の手に現金を行き渡らせる」経済的支援策が求められている。災害時の支給金については、個人単位で受給できる制度とするべきであろう。今後の課題である。

## 2 ■ 児童福祉法等の改正

### (1) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の改正

2019（令和元）年6月、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等が改正された。改正法のポイントは、①体罰禁止、②児童相談所の体制強化、③関係機関の連携強化である。DV被害を受け、夫の意向に逆らえない妻が夫の児童虐待を「黙認」したり、自らが児童虐待に「加担」する場合があります。児童虐待への対応は、DVと児童虐待の密接な関係に着目して行われるべきであるといわれてきたが、2019（令和元）年改正は、DVと児童虐待防止および被害者保護のための関係機関の連携強化を図ることを主眼の1つとしている。

すなわち、児童虐待への対応（予防、早期発見、児童の保護等）にあたり、関係機関の連携強化を図るべき関係機関の例示として、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）が明記された（児童虐待防止法4条1項）。児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めるべき団体の例示として、DVセンターが明記された（同法5条1項）。同時に、DV防止法も改正され、DV被害者本人とその同伴する家族の保護のため連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関として児童相談所が追加され（DV9条）、「被害者」に同伴家族が含まれることが明記された（同法3条

3項3号)。これに伴い「基本方針」も改正された(2020(令和2)年3月23日最終改正)。

2019(令和元)年児童福祉法改正の背景事情として、2018年3月、東京都目黒区で発生した5歳女児の虐待死亡事件、および、2019年1月、千葉県野田市で発生した小学4年生の女児の虐待死亡事件がある。2つの事件の発生を契機として児童虐待問題への社会的関心が高まり、2019(令和元)年の改正に至っているが、いずれの事件も妻は夫からDVを受けていたことが注目される。

目黒区の事案では、妻は子に食事をとらせずに栄養失調状態に陥らせ、夫(義父)が子の顔面を叩くなどしてもこれを黙認し、子が衰弱するのを知りながら医療措置を受けさせず死亡させたが、妻は夫から結婚直後より日常生活や性格について長時間の説教を頻繁に受けるなどの心理的DVを受けており、夫に子への食事制限を申しつけられても逆らうことができなかった。

また、野田市の事件では、学校が実施したアンケートに小学4年生の女児が「先生どうにかなりませんか」と訴えたことから虐待が発覚し、児童相談所が一時保護を実施したにもかかわらず、これが解除され、アンケートの写しが父親に渡されるなどして支援が行き届かず、冬場に冷水を浴びせられるなどして死亡に至った。妻は、夫の女児への暴行を認識していたにもかかわらず、警察や行政機関への通報を怠り、子の症状の重篤化を阻止せず、これを放置し、夫の指示を受けて子に食事を与えないなどして夫の犯行を容易にしてこれを幫助したとされ、傷害幫助罪で訴追されている。

判決は、妻が双極性障害(精神障害2級)に罹患しており、精神的に脆弱で恐怖や圧力を回避するため自己の意見を述べるのが難しく、他者の意見に迎合しやすい性格行動傾向を有していたこと、一方で、夫が自己の意向を強く押し通そうとして他者に与える圧力は相当なものであり、女児に対する暴力を止めに入った際に妻が暴行被害を受けたこともあったことを指摘し、「被告人が、虐待を加える意図を有する夫の支配的言動の強い影響により、その意向に逆らう行動に出ることが相当難しくなっていたことは否定できず、



# 第 2 章

## DV・ストーカー事案 の実務〔実践編〕

### Q1 ■ DV、ストーカー相談を受ける際の留意点は？

#### A .....

当事者の「関係性」と「危険度」に応じた支援と法的手続を選択する。弁護士（支援者）の仕事は「感情（管理）労働」という側面を有していることを自覚し、被害者の表情を読むことを通して分析的理解を深め、共感をもってかかわる。弁護士が「加害者」から生命・身体に危害を加えられたり、執拗に面会を求められるなどのストーカー被害に遭うおそれがあるので、直接交渉は行わない。

#### (1) 加害者／被害者の「関係性」と「危険度」に応じた支援と手続の選択

DV、ストーカーなどの親密な関係にある男女の暴力事案への対応で最も難しいケースは、被害者が殴る・蹴るの暴力を受けているにもかかわらず、何度も加害者の下に戻ってヨリを戻す場合である。

被害者は、「閉ざされた政治（権力）空間」において、日常的に身体的・

〈図表22〉 DV 被害者の状況——当事者の「関係性」と「危険度」

主観的状況 (被害者) 客観的状況(DV)	① (未来は不確定) 関係形成途上	② (未来を信じている) 関係継続中	③ (別な未来をつくりたい) 関係解消途上
生命・身体に重大な危害が加えられるおそれがある	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
生命・身体に重大な危害が加えられるおそれはない	<b>D</b>	<b>E</b>	<b>F</b>

精神的・社会的苦痛を受けているが、被害者にとって、相手（加害者）と別れることは、相手や子に自らの人生を「投資」してきたことに鑑みれば、人生の「挫折」ともいうべき事態となる。さらに、別れた後の生活費や住居の確保、子の教育機会の喪失を慮って、自らの「選択」が「家族に迷惑をかけること」になると思い、何とか暴力・虐待をやめさせて良好な家庭環境をつくっていきたいと考える場合がある。

DV 被害者支援については、従来、いかにして当事者間の関係を解消させて、被害を防止するかに力点がおかれてきた。DV 防止法上も、保護命令制度や一時保護、被害者の自立支援の対策が用意されている。しかし、DV の被害者と加害者の「関係性」に応じた支援を行う必要があるのではないだろうか。すなわち、①これから関係をつくろうとしている人—未来が不確定な人、②現在の関係を継続したい人—未来を信じている人、③関係を解消して過去のものとしたい人—別な未来をつくりたい人、のタイプに応じた支援である（〈図表22〉参照）。

たとえば、相手との「力」関係を変えてDVをやめさせ、現在の関係を継続していきたいと考えている人たち（〈図表22〉E）にとっては、刑事手続・保護命令制度や一時保護、離婚など、相手との関係解消に向けての支援は当事者の要求に応えるものとはならない。このような場合、「出て行ける」だけの資源を獲得できれば（仕事、住居、健康、支援者）、被害者は相手との



力関係を変え、暴力／虐待を排除して、関係を継続することができる。

一方で、当事者がおかれている客観的状況が「生命・身体に重大な危害が加えられるおそれがある場合」かどうかを見極める必要がある。2010年宮城県石巻市で発生した殺傷事件を契機に、警察庁生活安全局生活安全企画課長等は、同年4月都道府県警察本部長等に「被害届が出されない場合であっても、加害者を逮捕し、強制捜査を行う」と指示している（「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（通達）」平成31年3月29日警察庁丙生企発第71号、警察庁丙捜一発第16号、警察庁丙刑企発第85号警察庁生活安全局長、警察庁刑事局長参照）。

たとえ、当事者が相手との関係継続を望んでいたとしても（②の場合）、被害者の生命・身体に重大な危害が加えられるおそれがある場合には、関係解消に向けた積極的介入が必要である（〈図表22〉B）。

DVは、日常生活の中で生じる軽微な嫌がらせから不法行為を構成するほどの違法性を有する行為、暴行罪、傷害罪、強制性交罪、殺人罪など犯罪にあたる行為をも含む幅広い概念である。DV被害者への支援は、「当事者の関係性」（形成途上→継続中→解消途上）と客観的な「危険度」（生命・身体に重大な危害が加えられるおそれの有無）に応じて行う必要がある。

たとえば、2013（平成25）年改正でDV防止法が法的救済の対象に取り込んだデートDVやいわゆる交際相手からの暴力は、ストーカーから強姦や殺人等の重大事件に発展する可能性がある（〈図表22〉A）。このような場合は、警察による積極的な介入が求められる。そのおそれがない場合は（〈図表22〉D）、デートDVについて理解を深めるよう支援することになる。

また、DVの「至近要因」としては「性的嫉妬」をあげることができ、相手が自分の性的支配から離脱していくことへのおそれ・不安・恐怖がDVの契機となる。被害者が最も危険な状態に身をおくのは、相手の下を去るときである（〈図表22〉C）。被害者本人のみならず、被害者の支援者（家族、シェルター関係者、弁護士その他職務関係者）などが、被害者をそそのかしているとして、標的となることがある。DV防止法10条4項が親族その他の密接

関係者に保護命令を発令できることとしているのは、これを防止するためである。

このような危険な状態の下で、DV被害者にとって最も頻繁に利用される法的手続が離婚手続である。生命・身体に重大な危害が加えられるおそれがある場合（〈図表22〉C）はもとより、そこに至らないまでも、離婚・別居に伴い強度のストレスを感じている相手方より、つきまといやストーカー行為、その他のさまざまな嫌がらせを受けるおそれがある。DV防止法は職務関係者の配慮義務を定めているところ（DV23条）、被害者の安全確保および秘密の保持には十分な配慮が必要である。

当事者が関係解消を望む場合には、警察による積極的介入や保護命令の申立てが有効である（〈図表22〉C）。このほか、国や地方自治体によるさまざまな被害者の自立支援策および被害者保護の施策（施設入所、生活保護、就労支援、公営住宅への入居、子の就学、保育支援、住民票ブロック制度、医療保険など。詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページ→「女性に対する暴力の根絶」→「配偶者からの暴力被害者支援情報」参照）を利用することになる（〈図表22〉C、F）。

## (2) 紛争の焦点の見極めと手続の選択

弁護士は、どのようなDV・ストーカー事案でも、相手方と何らかの決着をつけなければならないということを念頭におき、必要かつ十分な手続を選択することになる。生命・身体に重大な危険を加えられるおそれがない事案について、子の監護紛争や面会交流の紛争を有利にするため、あるいは自らの離婚意思を明確に相手に示すためなど他の目的を達成するために保護命令の申立てをしたり、警察による逮捕・強制捜査の要請を行ってはならない。相手の激しい恨みを買うなどして紛争をこじらせるおそれもある。

当事者にとって必要な手続を見極めることが大事である。生命・身体の安全の確保が喫緊の課題なのか、別居中の生活費の確保か、子の奪い合いや面会交流が主たる紛争になるのか、財産分与なのか、相手との離婚や関係の解



## Q2 ■ 保護命令申立てと審理の留意点は？

A .....

申立書副本および書証の写しが相手方に送付されるので、提出書類に秘匿情報を記載しないように留意する。診断書、写真、メールなど、暴力および脅迫を証明するため、客観的証拠を収集して提出する。

### (1) 管 轄

保護命令の申立ては相手方の住所（国内に住居がないときまたは住所が知れないときは居所）、申立人の住所または居所、身体に対する暴力または生命等に対する脅迫が行われた地の裁判所に申立てをすることができる（DV11条）。

ここで、本庁もしくは支部のいずれかで事件処理するのは事務分配の問題であり、管轄の問題ではないから、事件の性質に鑑み、事務分配にこだわりなく柔軟な処理をしている（裁判所職員総合研修所監『配偶者暴力等に関する保護命令事件における書記官事務の研究〔補訂版〕』19頁）。また、申立人が一時避難中であり、避難先である居所を秘匿している場合には、申立人の住所として住民票上の住所や配偶者と共に生活の本拠としていた住居を申立書に記載したうえで、申立人代理人弁護士の事務所を送達先として指定する取扱いもできる。

問題は、配偶者に秘匿している一時避難先にしか管轄の原因がない場合に、記録にあらわれない一時避難先の所在地を管轄の基準とすることができるか否かである。裁判所によっては記録にあらわれない避難先の所在地を管轄原因とする申立ても受理し、申立人に居所について都道府県のみを記載した上申書を出させるなどして、申立人の居所を記録化し、管轄を定めた根拠を明らかにしておき、居所を管轄する裁判所で審理する取扱いをしてくれるところもある（法曹会編『例題解説 DV 保護命令／人身保護／子の引渡し』72頁、44頁）。この場合、相手方に申立人の居所を推測されるおそれもあるので、居

所を管轄する地方裁判所への申立てが相当なのかどうか、慎重に検討する必要がある。なお、東京地方裁判所ではこのような取扱いはしておらず、当事者目録の記載の住所で管轄を認定しているとのことである（小川直人「東京地方裁判所における保護命令の実情」家庭の法と裁判16号12頁以下）。

管轄のない裁判所に申し立てた場合、管轄裁判所に移送されることになる（DV21条、民訴16条1項）。迅速な審理の観点から、いったん取り下げて管轄裁判所に申立てをするほうが早い。管轄について疑義がある場合は、受付相談の段階で裁判所に問い合わせたほうがよいだろう。

## (2) 申立書の記載・添付書類

申立書には、保護命令発令の要件を記載する（前掲〈図表16〉参照）。各地の裁判所で申立書の書式を整えているので、これを参考に申立書を記載する（裁判所ホームページ→裁判手続案内→民事事件→保護命令手続）。

定型書式を用いて必要事項を埋めていく方法が簡便である（【書式1】参照）。

弁護士が作成する場合は書式を用いない方法もある。この場合、要件をもれなく記載するよう留意する（【書式2】参照）。

### 【書式1】 保護命令申立書①

印紙貼付欄 1000円	受付印	収入印紙 円	確認印
		予納郵券 円	
		備考欄	
<p>配偶者暴力等に関する保護命令申立書</p> <p>東京地方裁判所民事第9部弁論係 御中</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申立人 _____ 印</p>			

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

申立ての趣旨

別紙「申立ての趣旨」記載の裁判並びに手続費用負担の裁判を求める。

なお、申立人は、相手方と

- 生活の本拠を共にする（同居）       ただし、一時避難中）  
 生活の本拠が異なる（別居）      ものです。

申立ての理由

別紙「申立ての理由」記載のとおり

添付書類（□内に✓を付したのもの。）

- 申立書副本      1通  
 戸籍謄本       住民票の写し  
\*戸籍謄本及び住民票の写しは原本提出  
 甲号証写し      各2通  
 写真      (甲第 号証)       診断書      (甲第 号証)  
 陳述書      (甲第 号証)  
 子（子が15歳以上の場合）・親族等の同意書      (甲第 号証)  
      (甲第 号証)            (甲第 号証)  
 子・親族等の署名を確認する書類  
\*甲号証として子・親族等の同意書を提出する場合のみ

申立ての趣旨

(ただし□については□内に✓を付したのもの)

〔退去命令〕

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、別紙住居目録記載の住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、前記記載の住居の付近をはいかいてはならない。

〔接近禁止命令〕

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、申立人の住居

(相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。) その他の場所において申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

[子へ接近禁止命令]

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、下記子の住居(相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。)、就学する学校その他の場所において同人の身辺につきまとい、又は同人の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

[親族等への接近禁止命令]

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、下記親族等の住居(相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。) その他の場所において同人の身辺につきまとい、又は同人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

記

[子への接近禁止を求める場合の子の表示]

- (1) 氏名 (平成・令和 年 月 日生)  
(満 歳 か月)
- (2) 氏名 (平成・令和 年 月 日生)  
(満 歳 か月)
- (3) 氏名 (平成・令和 年 月 日生)  
(満 歳 か月)

[親族等への接近禁止を求める場合の親族等の表示]

- (1) 住 所 (住所が知れていないときは、勤務先・学校等の所在地・名称)
- 氏名 (昭和・平成 年 月 日生)  
(申立人との関係: )
- (2) 住 所 (住所が知れていないときは、勤務先・学校等の所在地・名称)
- 氏名 (昭和・平成 年 月 日生)  
(申立人との関係: )

[電話等禁止命令]

相手方は、申立人に対し、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、

## 著者略歴

小島 妙子（こじま・たえこ）

1977年 東北大学法学部卒業

弁護士（仙台弁護士会所属）

ジェンダー法学会理事

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会特別委嘱委員

日本弁護士連合会家事法制委員会委員

〈主要著書〉

『夫婦法の世界』（共編、信山社、1995年）

『親子のトラブル Q&A』（共著、有斐閣、1995年）

『ライフズ・ドミニオン—中絶と尊厳死そして個人の自由』（R. ドゥ  
オーキン著、共訳、信山社、1998年）

『ドメスティック・バイオレンスの法』（信山社、2002年）

『ジェンダーと法 I—DV・セクハラ・ストーカー』（共著、信山社、  
2004年）

『職場のセクハラ』（信山社、2008年）

『Q&A 離婚実務と家事事件手続法』（民事法研究会、2013年）

『Q&A 財産分与と離婚時年金分割の法律実務』（民事法研究会、2018  
年）

『内縁・事実婚・同性婚の実務相談』（日本加除出版、2019年）

## DV・ストーカー対策の法と実務〔第2版〕

---

2023年1月26日 第1刷発行

定価 本体4,800円＋税

著 者 小島 妙子

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕TEL03(5798)7257 FAX03(5798)7258

〔編集〕TEL03(5798)7277 FAX03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-538-6 C2032 ￥4800E  
カバーデザイン 関野美香